

平成 28 年 7 月

腎臓移植希望登録者の皆様へ

(重要なお知らせ)

- 平成 28 年 4 月 1 日以降、腎臓の移植希望登録者の方が登録の更新手続きをする場合、**腎臓移植を希望する施設(腎臓移植希望施設)**で年 1 回以上の診察と評価を受けることが必須条件になります。
- このため、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに腎臓移植希望施設での診察と評価を受けていない場合には、平成 29 年 4 月 1 日以降の腎臓移植希望登録の更新ができなくなります。
 - ▶ 移植希望登録の更新は、腎臓移植希望施設での診察と評価、更新用紙の返信、更新料の振込(または免除書類の送付)がそろった時点で完了となります。
 - ▶ 更新が完了しない場合は、移植候補者の対象となりません。更新は〆切を過ぎた後でも随時受け付けます。その際は、完了した時点から移植候補者の対象となります。
 - ▶ 2 年続けて更新が完了しない場合は、登録取消となります。
- 従来より腎臓移植希望施設で年 1 回以上の診察と評価を受けている場合は、変更ありません。
- 腎臓移植希望施設で診察と評価を受けていない方は、ご自身が登録している腎臓移植希望施設に連絡したうえで、受診をするようにお願いします。

【お問い合わせ】 公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
あっせん事業部 移植希望者情報管理グループ
〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1 バーク芝浦 12 階
TEL : 03-5446-8807 (平日 9 : 00 ~ 17 : 30)